

# 1.第二次検定のみ受検資格と提出書類等

第二次検定のみ受検申請ができるのは、(1)検定区分資格と(2)新規受検申込者の受検資格を同時に満たす方です。(再受検申込者はP14をご覧ください。)

## (1)検定区分資格と提出書類【①～③のいずれか】

### ①一級建築士試験合格者

・いずれの受検種別に対しても第二次検定のみ受検とすることができます。

### ②(令和2年度までの)2級建築施工管理技術検定の学科のみ試験による合格者

学科試験の合格通知書に記載されている有効期間内で連続する2回の試験を第二次検定のみ受検とすることができます。ただし、合格年度によって受検種別などの条件が異なります。(A)～(C)をご確認ください。

#### (A)平成27年度以前の合格者

・第二次検定のみ受検とすることができる受検種別は建築のみです。躯体と仕上げには使えません。  
・進学により有効期間が延長される場合があります(下表参照)。

学科試験の受検資格	当初の有効期間	有効期間が延長されるケース
短期大学・高等専門学校の指定学科 (卒業見込又は卒業後2年以内)	短期大学・高等専門学校 卒業後5年以内 【昨年度迄で有効期間が満了】	大学の指定学科へ進学し卒業した場合に有効期間を1年延長
高等学校の指定学科 (卒業見込又は卒業後3年以内)	高等学校卒業後6年以内	・大学の指定学科へ進学し卒業した場合に有効期間を2年延長 ・短期大学等の指定学科へ進学し卒業した場合に有効期間を1年延長

### (B)平成28、29年度の合格者

学科試験の申込時に選択した受検種別で第二次検定のみ受検となります(合格通知書に種別が記載されています)。

### (C)平成30～令和2年度までの合格者

いずれの受検種別に対しても第二次検定のみ受検とすることができます。

### ③(令和3年度以降の)2級建築施工管理技術検定の第一次検定合格者

・いずれの受検種別に対しても第二次検定のみ受検とすることができます。  
・有効期間や受検回数の制限はありません。

### 検定区分資格の提出書類 ～検定区分資格に応じて以下の書類が必要です～

①：一級建築士試験合格通知書等のコピー

②(A)：学科試験合格通知書のコピーと卒業証明書(原本)

・学科試験の受検資格とした学歴の卒業証明書が必要です(履修条件付の場合、履修証明書又は成績証明書も必要)。  
・進学によって学科試験合格の有効期間が延長される場合は、進学先の卒業証明書も必要です。  
・下表「受検資格に応じて提出する書類」と同じ卒業証明書の場合は1通で結構です。

②(B)(C)：学科試験合格通知書のコピー

③：2級建築施工管理技術検定第一次検定の合格証明書のコピーまたは合格通知書のコピー

## (2)新規受検申込者の受検資格と提出書類【実務経験年数は、受検種別に対応する実務経験内容で年数を満たす必要があります→P7参照】

区分	学 歴		建築施工管理に関する実務経験年数(注2)		新規受検申込者の提出書類			
			指定学科(注1)	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類		
イ	この区分は 受検種別 建築 躯体 仕上げ	大学・専門学校の「高度専門士」	卒業後1年以上の 実務経験を有する者	卒業後1年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	卒業証明書(原本) (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) 詳細はP15を参照してください。 高度専門士、専門士の場合には、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。 【高度専門士、専門士については、卒業校にご確認ください。】	受検申請書(A票) ・記入例P17～18を参照してください。  実務経験証明書(B票) ・受検資格を満たすために実務経験年数の証明が必要な方は、すべて正しく作成してください。 ・P7～13、記入例P19～22を確認してください。B票は、受検資格の有無を判断するための最も重要な書類です。適正に作成してください。		
		短期大学・高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	卒業後2年以上の 実務経験を有する者	卒業後3年以上の 実務経験を有する者				
		高等学校・中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後3年以上の 実務経験を有する者	卒業後4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者				
		その他(最終学歴問わず)	8年以上の実務経験を有する者				(実務経験が8年以上あるとき)卒業証明書は不要	
ロ	この区分は 受検種別 躯体	技能士(職業能力開発促進法による技能検定合格者) 技能士の資格は受検種別：建築へ受検申請できません		技能検定の合格年度と級別	建築施工管理に関する 実務経験年数(注2)	受検資格に応じて提出する書類  技能検定 合格証書 のコピー	住民票(原本)(または住民票コード) ・詳細はP15を確認してください。  証明写真(パスポート用証明写真) ・A票に貼付してください。 ・P16、記入例P18を確認してください。	
		【検定職種】注:[ ]内は選択科目 ・鉄工[構造物鉄工作業] ・とび ・ブロック建築 ・型枠施工 ・鉄筋組立て ・鉄筋施工[鉄筋組立て作業] ・コンクリート圧送施工 ・エーエルシーパネル施工	平成15年度以前に左欄 の検定職種に合格した者	平成16年度以降に1級の左欄 の検定職種に合格した者 (単一等級エーエルシーパネル施工を含む)	実務経験年数は問いません			
			平成16年度以降に2級の左欄 の検定職種に合格した者	4年以上の実務経験を有する者 (技能検定合格後ではなく通算の実務経験年数として)				
ハ	この区分は 受検種別 仕上げ	【検定職種】注:[ ]内は選択科目 ・建築板金[内外装板金作業] ・サッシ施工 ・石材施工[石張り作業] ・ガラス施工 ・建築大工 ・石工[石張り作業] ・表装[壁装作業] ・左官 ・タイル張り ・塗装[建築塗装作業] ・畳製作 ・れんが積み ・防水施工 ・熱絶縁施工 ・スレート施工 ・内装仕上げ施工[プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床 仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業] ・床仕上げ施工 ・天井仕上げ施工 ・カーテンウォール施工		平成15年度以前に左欄 の検定職種に合格した者	実務経験年数は問いません	4年以上の実務経験を有する者 (技能検定合格後ではなく通算の実務経験年数として)	受検手数料(¥5,400)の 振替払込受付証明書 ・同封の指定用紙を使用し、受検申請者名で個人別に払い込みし、 A票上部の貼付欄にのりづけしてください。	検定区分資格の提出書類(上表)
		平成16年度以降に1級の左欄 の検定職種に合格した者 (単一等級れんが積みを含む)						
		平成16年度以降に2級の左欄 の検定職種に合格した者						

### 注意事項

注1 指定学科については、P5～6、P31以降をご覧ください。

注2 実務経験年数等について

- ・詳細は、P7～をご覧ください。実務経験証明書の記入例は、P19～22をご覧ください。
- ・受検資格上の内容を確認するため、当方が指定する書類を、後日追加提出していただく場合があります。
- ・夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数は、P12をご覧ください。
- ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。
- ・平成27年度以前の学科試験のみ受検合格者の区分で申し込む場合、学科試験のみ受験時に受検資格とした学校を卒業する前の実務経験は含めることができません。

注3 その他

- ・日本国外での最終学歴や実務経験については、P12～13を参照してください。
- ・卒業証明書、資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
- ・大学から「飛び入学」で大学院へ進学した方は、受検資格について個々に審査を受け、国土交通大臣認定を受ける必要があります。
- ・専門職大学前期課程修了者は、短期大学卒業と同等です。修了証明書(原本)を添付してください。
- ・高等学校卒業程度認定試験(旧・大学入学資格検定)の合格者は、高等学校指定学科以外の卒業と同等です。合格証明書(原本)を添付してください。
- ・すでに合格済みの方は、再度、同じ種別への受検申請はできません。

## ■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

### I 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P32【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P32～48【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。

### II 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P49～50【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。  
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
- ・高等専門学校の卒業証明書（原本）
  - ・専攻科の修了証明書（原本）
- の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

### III 高等学校の専攻科

- ① P51【表4】[高等学校]を確認。  
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**高等学校専攻科の修了証明書（原本）**を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

指定学科の表中に“(※履修条件有り)”と付記されている学校・学科については、履修条件を満たしている場合に限り指定学科として取り扱います。この場合は、卒業証明書と一緒に成績証明書または履修証明書を添付していただく必要があります。履修条件については、本財団ホームページにてご確認ください。www.fcip-shiken.jp

#### 卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらおう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。(修了証明書も同様です。)

## IV 専門学校

- ① P50【表3】[各種学校]、P52～56【表5】、P57【表6】を確認。  
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科  
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。  
→卒業した学科がP32【表1】の中にあれば指定学科です。  
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科 }  
→卒業した学科がP32【表1】の中に無ければ指定学科以外です。  
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・専門士ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
- ・専門学校の卒業証明書（原本）
  - ・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類 (※) の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせて高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください(高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください)。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。  
卒業した学科がP32【表1】にあれば高等学校の指定学科  
卒業した学科がP32【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③のどれにも該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

## V I～IVのどれにも該当しない学校

- ① P50【表3】[その他]、P51【表4】[その他]を確認。  
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～IVのどれに該当するかを確認してください。